

2024年12月11日

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号
電話 03-3880-5079
足立区役所
基本計画担当課・政策経営課 御中

〒[REDACTED] 東京都足立区 [REDACTED]
自宅電話 [REDACTED]
半沢一宣（自筆署名、はんざわ・かずのり）

パブリックコメント「足立区基本計画」への意見
～「受動喫煙の無いまち・足立区」の実現を求めます～

近年、足立区では、鉄道駅の周辺など人混みの多い地域に設定した禁煙特定区域内へ、コンテナ型喫煙所を整備する事業を推進しています。

これは歩行喫煙に伴う吸殻のポイ捨てや受動喫煙を防止するためだと、区では説明しています。

しかしコンテナ型の喫煙所には受動喫煙を防止する効果が無いことが、学術的にも既に明らかになっています。

その理由は、以下の3つです。

1. コンテナ形喫煙所の内部に設置されている空気清浄機のメーカーのホームページを見ると（注1）、タバコ煙に含まれる粉じん等の有害物質を除去できる能力は「99%以上」とされています。つまり、残りの1%程度は除去できないことを、メーカーも認めているわけです。
そうでなくても、北千住駅東口や東京女子医科大学附属足立医療センター前などのコンテナ型喫煙所では換気扇が設置されているため、混雑時に空気清浄機が吸い込みきれないタバコ煙は、そのまま喫煙所の外へ垂れ流されることになり（注2）、喫煙所の周辺で受動喫煙を発生させることになってしまいます。
2. 喫煙を終えた直後の人の肺の中には、きわめて高い濃度のタバコ煙が充満しています（学術的には「残留タバコ煙」と言います）。この残留タバコ煙は呼吸と共に少しずつ、数分間にわたって吐き出され続けます（注3）。つまり、喫煙を終えて喫煙所から出てきた人は、その後数分間、歩行中にすれ違った人などに対して、自らが吐き出す残留タバコ煙を含んだ呼気を吸わせること（いわゆる「息がタバコ臭い」現象）で、受動

注1) 日鉄鉱業株式会社製・商品名「プラズマダッシュΣ（シグマ）」、
型番【NP-20-S3.0】または【NP-20-S4.0】。

<https://www.nittetsukou.co.jp/kikai/product/plasmasigma/index.html>

注2) この2ヶ所の喫煙所の換気扇は電源を切り稼働させない状態としていますが、風が吹くなどして喫煙所の内外で気圧差が発生したとき換気扇が自然に回転しており、これに伴いタバコ煙が喫煙所の外へ漏れる現象が発生している可能性があります。

注3) 喫煙終了直後の人の呼気にレーザー光線を当てて残留タバコ煙を可視化した動画
（2012年に産業医科大学の大和浩教授が作成したもの）

http://www.tobacco-control.jp/SHS-CD-Bless_001.mov

喫煙を強要することになるわけです。

またコンテナ型喫煙所の内部の空気もタバコ煙の濃度がきわめて高いため、タバコ煙に含まれる有害物質（一酸化炭素などのガス状物質や粉じんなどの粒子状物質）が、衣服や頭髮に染み込みます。この衣服や頭髮に染み込んだ有害物質は、喫煙を終えた人が喫煙所から出た後、長時間にわたって揮発・飛散し続けることになるため、上に記した残留タバコ煙によるものに準じる受動喫煙（いわゆる「服や髪がタバコ臭い」現象、学術的には「三次喫煙」と言います）を発生させることとなります。

この2つの問題はいずれも、コンテナ型の喫煙所には喫煙者がタバコ煙を自分の肺や衣服に留まらせた状態で喫煙所の外へ持ち出してしまうことを防止するための機能が無い（将来もそういう機能を持たせることが不可能である）ことが原因です。

3. コンテナ型の喫煙所では毎日1～2回、吸殻回収などの清掃作業が行われています。この清掃作業員は、毎日、区内数ヶ所の喫煙所を巡回しています。つまり、清掃作業員は一日中、タバコ煙濃度が極めて高いコンテナ型喫煙所の内部に何度も出入りすることによって、受動喫煙を強要されるのが避けられないわけです。

つまり区は、鉄道の駅など不特定多数の区民等がより多く集まる場所をわざわざ選んで、受動喫煙という健康被害を発生させていることになる理屈です。

コンテナ型の喫煙所でさえこうなのですから、オープンエア型の喫煙所を設置している北千住駅西口、西新井駅西口、綾瀬駅西口、六町駅などの喫煙所の周辺では、受動喫煙による区民の健康被害がより深刻なことについては、議論の余地がありません。

パーティションだけでは、風が吹くなどしてタバコ煙が周辺に拡散するのを防ぐことは不可能だからです。

更に空気清浄機のメーカーのホームページによれば、設置期間中は将来にわたってメンテナンス費用が発生することが明記されています。

多額の経費をかけても受動喫煙を防止することができないコンテナ型喫煙所については、その費用対効果に重大な疑問があると言わざるを得ません。

ましてや今後、労働人口の減少と国民の健康意識の向上が進めば、職業病としての健康被害のリスクが明らかな清掃作業員の確保は困難になり、喫煙所の維持管理が難しくなるのは、目に見えています。

以上のことを踏まえれば、コンテナ型喫煙所の設置に係る初期費用と事後の維持管理に係る費用を、禁煙特定区域内での喫煙者への過料徴収に係る人件費の強化に振り向けたほうが、費用対効果が大きいことは明らかです。

受動喫煙が発生する場面においては、喫煙者は常にその加害者です。

その加害者だけが便益を享受する、喫煙所の設置・維持管理のための費用を、非喫煙者も喫煙者と同じ税額を支払うことによって負担させられている現状は、喫煙の社会的費用（注4）の観点からも、問題があります。

注4) 宇沢弘文『自動車の社会的費用』（岩波新書、1974年）では、自動車を走らせた際に生じる環境負荷を自動車が走らなかったとした場合の環境水準に抑えるために必要な費用を「自動車の社会的費用」と定義し、自動車を使用する人がこの費用の負担を免れていることが、様々な社会問題を引き起こしていると指摘していました。これと同様に、誰かが喫煙した際に発生する受動喫煙被害やそれに起因する医療費などを、誰も喫煙しなかったとした場合の水準に抑えるための費用のことを、ここでは「喫煙の社会的費用」と定義しています。

2024年12月11日：パブリックコメント「足立区基本計画」への意見
～「受動喫煙の無いまち・足立区」の実現を求めます～

よって私は、足立区が、1990～2000年代に東京都千代田区が行っていたのと同様の、区内に喫煙所を一切設置しない完全禁煙を実現し、足立区民や足立区を訪れる人達のすべてが受動喫煙の害に晒されず健康に居住・訪問できる「受動喫煙の無いまち」を目指すことを、「足立区基本計画」に明記することを求めます。

以上

記事 レターパックライト引受番号と配達完了日および配達郵便局
第2367-1760-2096号
2024年12月12日 足立郵便局にて配達完了

足立区公式ホームページ「足立区基本計画、足立区地域ビジョン・総合戦略、足立区国土強靱化地域計画（案）」パブリックコメント受付について
https://www.city.adachi.tokyo.jp/sesaku/publiccomment_kihonkeikaku.html